

=====

～航空局からのお知らせ～

=====

★新型コロナウイルス感染症対策として、航空身体検査証明の弾力的な運用を行います

新型コロナウイルスのまん延の影響をうけて医療機関を受診できないことなどにより、航空身体検査証明の有効期間（最短6月～最長5年）を更新できない者が発生することが予想されます。

このため、国土交通省では、所要の安全確保を前提として、航空法第28条第3項の許可（航空身体検査証明の不所持の際の飛行許可）を行うことにより、航空身体検査証明の更新ができなかった場合でも一定期間（最大3ヶ月）飛行が可能となるよう、弾力的な運用を行っております。

【申請方法】

○以下の国土交通省ホームページを確認し、所定の様式で申請書を作成して下さい。

http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000743.html

○申請書は以下に郵送してください。

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

国土交通省航空局安全部 運航安全課乗員政策室（28条3項申請）

○手続きをスムーズに進めるため、切手を貼った返信用封筒を同封していただきますようお願いします。

【注意事項】

○本許可申請を行っても、航空身体検査証明の有効期間を満了している場合は、許可書が到達するまで航空業務を行うことはできません。

○この許可を受けて飛行する場合は、以下の安全確保のための措置を満たしてください

- ・各飛行の実施前に自らの健康状態について確認すること。
- ・飛行の安全に影響を及ぼすような心身の異常を認めた場合には乗務しないこと。

【お問い合わせ先】

本件についてご不明な点等ございましたら、運航安全課乗員政策室（医学）（電話 03-5253-8111 内線 50302）までお問い合わせ下さい。

国土交通省 航空局 安全部運航安全課
MAIL : hgt-kogataki@mlit.go.jp
TEL : 03-5253-8111 (内線 50135、50136)
小型機安全担当
